

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年11月29日

埼玉県公安委員会委員長 野 瀬 清 喜

埼玉県公安委員会規則第4号

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県道路交通法施行細則（昭和41年埼玉県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第1項の表(7)の項ウ(ウ)中「車いす移動車」を「車椅子移動車」に改める。

第18条第1項中「法第104条の4」を「法第104条の4第5項（法第105条第2項において準用する場合を含む。）」に改め、同条第4項中「運転経歴証明書交付申請書」の次に「（申請による免許の取消しと同日に運転経歴証明書の交付を申請する場合に限る。）」を加える。

第18条の4第1項中「法第104条の4第5項」の次に「（法第105条第2項において準用する場合を含む。）」を、「申請による免許の取消しをした日後に運転経歴証明書を申請しようとするもの」の次に「又は免許の失効に伴い運転経歴証明書の交付を申請しようとするもの」を加える。

別記様式第1の7中「車いす移動車」を「車椅子移動車」に改める。

別記様式第14の2の10を次のように改める。

写真を貼付

太線内の項目について、楷書で明瞭に記入してください。

### 運転経歴証明書交付申請書 (後日証明申請)

年 月 日

埼玉県公安委員会 殿

次のとおり運転経歴証明書の交付を申請します。

ふりがな		
氏 名		
生年月日		年 月 日
電話番号		— —
記載事項変更	新住所	電話番号 — —
	ふりがな	
	新氏名	

受付所属

運転免許証番号	第																			号
---------	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

取消しの日	年 月 日	取消通知書の番号	第	号
理由	3 取消免許 (申請取消し後5年以内) 6 失効免許			

受		照		登		交	
理		会		録		付	

## 附 則

- 1 この規則は、令和元年12月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の埼玉県道路交通法施行細則第2条の2第1項の表(7)の規定により交付されている別記様式第1の7の標章は、当該標章の有効期間が満了するまでの間は、この規則による改正後の埼玉県道路交通法施行細則第2条の2第1項の表(7)の規定により交付された別記様式第1の7の標章とみなす。